

付 録

3 控除額と税率の変遷

3 控除額と税率の変遷 (平成14年分まで)

(1) 申告所得税 (その1)

区分	年分	平成 10																																															
所得	雑損控除額	「損害金額 - 保険金等で補てんされる金額」 (= A) の金額を基として計算した次の と のいずれか多い方の金額 A の金額 - (総所得金額等 × 10%) A の金額のうち災害関連支出の金額 - 5 万円																																															
	医療費控除額	(支払医療費 - 保険金等で補てんされる金額) - (「10 万円」と「総所得金額等 × 5% 」 と のいずれか少ない方の金額) (最高限度額 200 万円)																																															
	社会保険料控除額	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額																																															
	小規模企業共済等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額																																															
	生命保険料控除額	イ 一般の生命保険料 (最高 5 万円) 支払保険料が 25,000 円までの場合 支払保険料の全額 支払保険料が 25,000 円を超え 50,000 円までの場合 支払保険料 × 1/2 + 12,500 円 支払保険料が 50,000 円を超える場合 支払保険料 × 1/4 + 25,000 円 ロ 個人年金保険料 (最高 5 万円) イと同じ																																															
	損害保険料控除額	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 長期損害保険契約の支払保険料 10,000 円までの場合...支払保険料の全額 10,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円) </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 短期損害保険契約の支払保険料 2,000 円までの場合...支払保険料の全額 2,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 1,000 円 (最高 3,000 円) </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">= 控除額 (最高限度額 15,000 円)</td> </tr> </table>	長期損害保険契約の支払保険料 10,000 円までの場合...支払保険料の全額 10,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円)	+	短期損害保険契約の支払保険料 2,000 円までの場合...支払保険料の全額 2,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 1,000 円 (最高 3,000 円)	= 控除額 (最高限度額 15,000 円)																																											
	長期損害保険契約の支払保険料 10,000 円までの場合...支払保険料の全額 10,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円)	+	短期損害保険契約の支払保険料 2,000 円までの場合...支払保険料の全額 2,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 1,000 円 (最高 3,000 円)																																														
	= 控除額 (最高限度額 15,000 円)																																																
	寄付金控除額	(「特定寄付金の支出額」と「総所得金額等の 25% 」 と のいずれか少ない方の金額) - 10,000 円																																															
	障害者控除額	障害者 1 人につき 270,000 円 特別障害者 1 人につき 400,000 円																																															
老年者控除額	500,000 円 (その年の 12 月 31 日において 65 歳以上で合計所得金額が 1,000 万円以下の者)																																																
寡婦控除額	一般の寡婦 270,000 円 特定の寡婦 350,000 円																																																
控除額	寡夫控除額	270,000 円																																															
	勤労学生控除額	270,000 円																																															
除	配偶者控除額	一般の控除対象配偶者 380,000 円 老人控除対象配偶者 480,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。																																															
	配偶者特別控除額	合計所得金額が 1,000 万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">控除対象配偶者の場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">控除対象配偶者以外の配偶者の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配偶者の所得</td> <td style="text-align: center;">控除額</td> <td style="text-align: center;">配偶者の所得</td> <td style="text-align: center;">控除額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~ 5 万円未満</td> <td style="text-align: center;">38 万円</td> <td style="text-align: center;">38 ~ 40 万円未満</td> <td style="text-align: center;">38 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 ~ 10</td> <td style="text-align: center;">33 "</td> <td style="text-align: center;">40 ~ 45</td> <td style="text-align: center;">36 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 ~ 15</td> <td style="text-align: center;">28 "</td> <td style="text-align: center;">45 ~ 50</td> <td style="text-align: center;">31 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 ~ 20</td> <td style="text-align: center;">23 "</td> <td style="text-align: center;">50 ~ 55</td> <td style="text-align: center;">26 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 ~ 25</td> <td style="text-align: center;">18 "</td> <td style="text-align: center;">55 ~ 60</td> <td style="text-align: center;">21 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25 ~ 30</td> <td style="text-align: center;">13 "</td> <td style="text-align: center;">60 ~ 65</td> <td style="text-align: center;">16 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ~ 35</td> <td style="text-align: center;">8 "</td> <td style="text-align: center;">65 ~ 70</td> <td style="text-align: center;">11 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">35 ~ 38</td> <td style="text-align: center;">3 "</td> <td style="text-align: center;">70 ~ 75</td> <td style="text-align: center;">6 "</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">38 万円</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">75 ~ 76</td> <td style="text-align: center;">3 "</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">76 万円以上</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	控除対象配偶者の場合		控除対象配偶者以外の配偶者の場合		配偶者の所得	控除額	配偶者の所得	控除額	~ 5 万円未満	38 万円	38 ~ 40 万円未満	38 万円	5 ~ 10	33 "	40 ~ 45	36 "	10 ~ 15	28 "	45 ~ 50	31 "	15 ~ 20	23 "	50 ~ 55	26 "	20 ~ 25	18 "	55 ~ 60	21 "	25 ~ 30	13 "	60 ~ 65	16 "	30 ~ 35	8 "	65 ~ 70	11 "	35 ~ 38	3 "	70 ~ 75	6 "	38 万円	0	75 ~ 76	3 "			76 万円以上
控除対象配偶者の場合		控除対象配偶者以外の配偶者の場合																																															
配偶者の所得	控除額	配偶者の所得	控除額																																														
~ 5 万円未満	38 万円	38 ~ 40 万円未満	38 万円																																														
5 ~ 10	33 "	40 ~ 45	36 "																																														
10 ~ 15	28 "	45 ~ 50	31 "																																														
15 ~ 20	23 "	50 ~ 55	26 "																																														
20 ~ 25	18 "	55 ~ 60	21 "																																														
25 ~ 30	13 "	60 ~ 65	16 "																																														
30 ~ 35	8 "	65 ~ 70	11 "																																														
35 ~ 38	3 "	70 ~ 75	6 "																																														
38 万円	0	75 ~ 76	3 "																																														
		76 万円以上	0																																														
額	扶養控除額	一般の扶養親族 1 人につき 380,000 円 特定扶養親族 1 人につき 580,000 円 老人扶養親族 1 人につき 480,000 円 同居老親 (自己又は配偶者の直系尊属) 1 人につき 580,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。																																															
	基礎控除額	380,000 円																																															

(注) 1 「総所得金額等」とは、純損失・雑損失の繰越控除及び特定の居住用財産の買換え等の譲渡損失の繰越控除の特例、特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例を適用して計算した総所得金額、分離譲渡所得金額(特別控除前) 株式等に係る譲渡所得等の金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額(平成 13 年 4 月 1 日以降取引分)、山林所得金額、退職所得金額の合計額をいう。
 2 「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額等をいう。
 3 「長期損害保険契約」とは、保険期間や共済期間が 10 年以上で、満期返金があるものをいい、「短期損害保険契約」とは、その他のものをいう。
 4 「特定寄付金」とは、国や地方公共団体、財務大臣が指定した公益法人等、特定公益増進法人に対する寄付金をいう。なお、一定の特定公益信託への支出金、政治活動に関する寄付金及び認定特定非営利活動法人に対する寄付金も特定寄付金とみなされる。
 5 「寡婦」とは、次の者(老年者でない者に限る。)をいう。
 (1) 夫と死別若しくは離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされない者に限る。)を有する者
 (2) 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、合計所得金額が 500 万円以下の者

付 録

(1) 申告所得税(その2)

区分		年分		平成	10
退職所得控除額				一般の場合 勤続年数が { 20年までの場合.....40万円×勤続年数(最低80万円) 20年超の場合.....70万円×勤続年数-600万円 障害者となったことにより退職した場合... で計算した金額+100万円	
給与所得控除額				給与所得の収入金額が、 180万円以下の場合.....・収入金額×40%(65万円に満たない場合は65万円) 180万円を超え360万円以下の場合.....・72万円+(収入金額-180万円)×30% 360万円を超え660万円以下の場合.....・126万円+(収入金額-360万円)×20% 660万円を超え1,000万円以下の場合.....・186万円+(収入金額-660万円)×10% 1,000万円を超える場合.....・220万円+(収入金額-1,000万円)×5%	
特別 控 除 額	譲 渡 所 得	総合課税		50万円(譲渡益が50万円未満の場合は、その全額)	
		分離 課税	短期	なし	
			長期	100万円(譲渡益が100万円未満の場合は、その全額)	
	一時所得		50万円(「総収入金額-支出した金額」が、50万円未満の場合は、その全額)		
	山林所得		50万円(「総収入金額-必要経費」が、50万円未満の場合は、その全額)		
税 率				総合課税及び課税退職所得の場合 課税総所得金額及び課税退職所得金額 のうち、 330万円以下の金額.....・10% 330万円超 900万円以下の金額... 20% 900万円〃1,800万円 " ... 30% 1,800万円〃3,000万円 " ... 40% 3,000万円超の金額..... 50% 分離長期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年超)の場合 課税長期譲渡所得金額が、 イ 6,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×20% ロ 6,000万円超の場合 課税長期譲渡所得金額×25%-300万円 分離短期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年以下)の場合 次のイとロとのいずれか多い方の金額 イ 課税短期譲渡所得金額×40% ロ { 課税総所得金額+(課税短期譲渡所得金額-総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない譲渡所得の特別控除額(50万円のうち控除不足額)) } × 総合課税の税率 - 課税総所得金額 × 総合課税の税率 } × 110% 課税山林所得の場合.....{(課税山林所得金額×1/5) × 総合課税の税率} × 5 変動所得及び臨時所得の平均課税の場合(原則) {(変動所得+臨時所得) × 1/5 + その他の課税総所得金額} × 総合課税の税率(A) + (変動所得+臨時所得) × A × 4/5 株式等に係る譲渡所得等の場合 (株式等に係る譲渡所得等の金額(A) - Aのうち公開株式等に係る譲渡所得等の金額×1/2) × 20%	

11	12	13	14
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
<p>総合課税及び課税退職所得の場合 課税総所得金額及び課税退職所得金額のうち、 330万円以下の金額..... 10% 330万円超 900万円以下の金額... 20% 900万円 " 1,800万円 " ... 30% 1,800万円超の金額..... 37% 分離長期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年超)の場合 課税長期譲渡所得金額×20%</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>商品先物取引に係る雑所得等(平成13年4月1日以降取引分)の場合 商品先物取引に係る雑所得等の金額×20%</p>	<p>同 左</p>

付 録

(1) 申告所得税(その3)

区分	年分	平成 10
税 額 控 除 額	配 当 控 除 額	<p>「課税総所得金額」-「申告する証券投資信託の収益の分配金の額」(= A) の金額が、</p> <p>1,000 万円以下の場合.....配当所得の金額 × 10%</p> <p>1,000 万円超の場合で、配当所得の金額が、</p> <p>イ 「 A の金額 - 1,000 万円」以下の場合.....配当所得の金額 × 5%</p> <p>ロ 「 A の金額 - 1,000 万円」を超える場合..... (配当所得の金額 × 10%) - { (A の金額 - 1,000 万円) × 5% }</p>
	住宅借入金(取得)等特別控除額	<p>対 象 居住用家屋を取得等し、6 か月以内に居住の用に供した場合及び一定の増改築に係る借入金残高等(住宅ローン等)</p> <p>控除額 住宅の取得等に係る借入金等の年末残高の合計額(= A) の金額を基として計算した次の金額</p> <p>イ 居住の用に供した年から3年間については (A のうち 1,000 万円以下の部分の金額) × 2%</p> <p>(A のうち 1,000 万円超 2,000 万円以下の部分の金額) × 1%</p> <p>(A のうち 2,000 万円超 3,000 万円以下の部分の金額) × 0.5%</p> <p>(控除額は最高 35 万円(100 円未満の端数切捨て))</p> <p>ロ 4 年目以降 6 年目までは、 (A のうち 2,000 万円以下の部分の金額) × 1%</p> <p>(A のうち 2,000 万円超 3,000 万円以下の部分の金額) × 0.5%</p> <p>(控除額は最高 25 万円(100 円未満の端数切捨て))</p> <p>控除期間 6 年間(合計所得金額が 3,000 万円以下の年に限る。)</p> <p>適用除外 居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けている場合等</p>
	政党等寄付金特別控除額	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の 25% を限度)については、寄付金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>〔控除額の計算〕</p> <p>次の と とのいずれか少ない方の金額(100 円未満の端数切捨て)</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{政党等に対する寄付金} \\ \text{の支出額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは 0)} \end{array} \right\} \times 30\%$ <p>所得税の額の 25% 相当額</p>

11	12	13	14
<p>課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額</p> <p>イ 利益の配当、余剰金の分配及び特定株式投資信託の利益の分配(以下「利益の配当等」という。)に係る配当所得の金額×10%</p> <p>ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×5%</p> <p>課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額</p> <p>イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10%</p> <p>ロ $\left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額のうち、課税} \\ \text{総所得金額から1千万円を控除し} \\ \text{た金額に相当する部分の金額} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の} \\ \text{収益の分配に係る配当} \\ \text{所得の金額のうち、} \end{array} \right] \times 5\%$</p> <p>課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合(に該当する場合を除く。)……次のイとロの合計額</p> <p>イ $\left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金} \\ \text{額のうち、課税総所得金額から1千} \\ \text{万円と私募証券投資信託等の収益} \\ \text{の分配に係る配当所得の金額の合} \\ \text{計額を控除した金額に相当する部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち、} \\ \text{} \end{array} \right] \times 10\%$</p> <p>ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額</p> <p>イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×5%</p> <p>ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p>	<p>同左</p>	<p>同 左</p>	<p>同左</p>
<p>同 左 (居住用家屋とともに購入したその家屋の敷地に係る住宅借入金等を含む。)</p> <p>イ 居住の用に供した年から6年間については (Aのうち5,000万円以下の部分)×1% (控除額は最高50万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>ロ 7年目以降11年目までは (Aのうち5,000万円以下の部分)×0.75% (控除額は最高37.5万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>ハ 12年目以降15年目までは (Aのうち5,000万円以下の部分)×0.5% (控除額は最高25万円(100円未満の端数切捨て)) 15年間(同 左) 同 左</p>	<p>同左</p>	<p>〔平成13年6月30日までに居住の用に供した場合〕</p> <p>〔平成13年7月1日以降に居住の用に供した場合〕</p> <p>同 左 (Aのうち5,000万円以下の部分)×1% (控除額は最高50万円(100円未満の端数切捨て)) 10年間(同 左) 同 左</p>	<p>同左</p>
<p>同 左</p>	<p>同左</p>	<p>同 左</p>	<p>同左</p>

付 録

(2) 源泉所得税

年分		平成	10
区分			
源泉徴収税率等	利子所得	分離課税	15% (このほかに地方税5%)
	配当所得	証券投資信託の収益の分配金に係るもの 分離課税	15% (このほかに地方税5%)
	株式等に係るもの イ 総合課税	20%	ロ 分離課税
		(源泉分離選択課税の適用を受けるもの)	
	報酬・料金等	原稿料、放送謝金、講演料等の報酬・料金	10%
		弁護士、司法書士、公認会計士等の報酬・料金	10%
		(ただし、司法書士等は1回の支払金額から1万円控除後)	
		社会保険診療報酬	10%
		(ただし、その月分の支払金額から20万円控除後)	
		職業野球の選手、職業拳闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人等の報酬・料金	10%
		〔ただし、職業拳闘家は1回の支払金額から5万円、外交員、集金人等はその月中の支払金額から12万円をそれぞれ控除後〕	
		芸能等に係る出演、演出等の報酬・料金	10%
		ホステス等の報酬・料金	10%
		(ただし、1回の支払金額から「5千円×支払金額の計算期間の日数」を控除後)	
		役務提供の契約金	10%
		広告宣伝の賞金、馬主が受ける競馬の賞金	10%
		〔ただし、広告宣伝の賞金は1回の支払金額から50万円、馬主が受ける競馬の賞金は1回の支払金額の20%と60万円の合計額をそれぞれ控除後〕	
		公的年金等	10%
		〔ただし、年齢65歳以上の人については公的年金等の月割額の25%と10万円の合計額又は15万円とのいずれか多い金額を、65歳未満の人については公的年金等の月割額の25%と6万5千円の合計額又は9万円とのいずれか多い金額を控除後〕	
		生命保険契約等に基づく年金	10%
		(ただし、対応する保険料を控除した残額が25万円以上の場合に限る。)	
		芸能人の役務提供法人等の報酬・料金	10%
		(注) 上記、 、 、 、 については、1回の支払金額が100万円を超える部分は20%	
		(ただし、 のうち司法書士等及び のうち職業拳闘家、外交員、集金人等の報酬・料金は除く。)	

11	12	13	14
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左

付 録

(3) 法人税

事業年度 区 分	平成 2 年 4 月 1 日 以 後 開 始
各事業年度の所得に対する税率	<p>普通法人等</p> <p>イ 資本金 1 億円以下の法人</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 年 800 万円以下の所得金額 28%</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 年 800 万円を超える所得金額 37.5%</p> <p>ロ 資本金 1 億円を超える法人 37.5%</p> <p>公益法人、協同組合等 27%</p> <p>協同組合等 (特定の地区又は地域に係るものに限る。)</p> <p>イ 年 10 億円以下の所得金額 27%</p> <p>ロ 年 10 億円を超える所得金額 30%</p>
清算所得に対する税率	<p>普通法人 33%</p> <p>協同組合等 24.8%</p>
同族会社の特別税率 (留保金額に対する課税)	<p>各事業年度の留保所得金額から、</p> <p>イ その事業年度の所得等の金額の 35%相当額</p> <p>ロ 年 1,500 万円</p> <p>ハ 期末資本金額の 25%から期末利益積立金を控除した金額</p> <p>のうち最も多い金額を控除した金額について</p> <p>年 3,000 万円以下の金額 10%</p> <p>年 3,000 万円を超える金額 15%</p> <p>年 1 億円を超える金額 20%</p>
退職年金等積立金に対する税率	<p>退職年金業務等を行う法人</p> <p>各事業年度の退職年金等積立金の額 1%</p>

平成10年4月1日以後開始	平成11年4月1日以後開始
<p>普通法人等</p> <p>イ 資本金1億円以下の法人</p> <p> イ 年800万円以下の所得金額 25%</p> <p> ロ 年800万円を超える所得金額 34.5%</p> <p>ロ 資本金1億円を超える法人 34.5%</p> <p> 公益法人、協同組合等 25%</p> <p> 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)</p> <p>イ 年10億円以下の所得金額 25%</p> <p>ロ 年10億円を超える所得金額 同 左</p>	<p>普通法人等</p> <p>イ 資本金1億円以下の法人</p> <p> イ 年800万円以下の所得金額 22%</p> <p> ロ 年800万円を超える所得金額 30%</p> <p>ロ 資本金1億円を超える法人 30%</p> <p> 公益法人、協同組合等 22%</p> <p> 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)</p> <p>イ 年10億円以下の所得金額 22%</p> <p>ロ 年10億円を超える所得金額 26%</p>
<p>1 普通法人 30.7%</p> <p>2 協同組合等 23.1%</p>	<p>1 普通法人 27.1%</p> <p>2 協同組合等 20.5%</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>〔青色申告法人で資本金1億円以下の同族法人の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する事業年度の同族会社の特別税率の規定の適用については、課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額となる。〕</p>
<p>同 左</p>	<p>〔平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税停止。〕</p>